

不登校問題

平成 30 年 文教子ども委員会 本文 2018-01-19

幸野委員 不登校の問題について、何点かお伺いしたいと思うんですけど。

(～中略～)

適応指導教室、トライルームに通われている児童というのが、どこかに説明されていましたか。ちょっとそれ、平成 28 年度、教えていただけますか。

95 三澤学校指導課統括指導主事 平成 28 年度に適応指導教室を利用した児童・生徒の数ですが、中学校につきましては 12 名、小学校につきましては 3 名でございます。

96 幸野委員 30 日以上、年間断続的に休まれている児童が、昨年度は小学校で 18 名、中学校で 78 名いらっしゃると。その不登校児童のための適応指導教室、トライルームを利用されている方が、小学校で 3 名、中学校で 12 名という状況ですよね。これは当然、指定校に戻れるように、そういう努力をされているということなんだろうと思うんですけども、残念ながら、そのトライルームにさえも来ることができないという状況があるということなんだろうと思うんですね。それは、これまでも当然やられていることなんだろうと思うんですけども、学校教育の充実、あるいはトライルーム、適応指導教室の改善というのを常にやりながら、そこになるべく来てもらえるようにしていくというのが、今の市の基本的なスタンスなんだろうというのは理解しております。しかし、この人数が今どんどんふえている状況、不登校の児童の方がふえている状況の中で、国が今回の推進協議会等々でも議論されているように、教育機会均等法が施行されて、国のほうで、そのことについて、多様な義務教育のあり方というふうには私は受けとめているのですけれども、そういう位置づけを持っていると。これについては、市としては、この教育機会均等法がもう既に施行されていますが、どういう取り組みを今なされているのでしょうか。

97 松浦学校指導課長 トライルーム、適応指導教室を設置することで、なるべくそこに来ていただいて、学校に復帰するために、ある程度学校での活動に準ずるような取り組みをしておりますが、そこにまだまだ至らない子どももいます。

実際に、先ほど利用人数はお話ししましたけれども、体験で 6 名来ました。それから面談等で小学生 2 名、中学生 8 名と、そこを少しずつ近づいてくるような、そういう働きかけなどに取り組みしながら、やはりトライルームに少しでも多くの人数が来られるようになり、学校復帰できるようにということで取り組んではおります。

先ほどの均等法という話の中で、法については重々理解しているところですけども、なかなか、それを目指してやっているというところで、その先の具体的な取り組みというところまでには、まだ至っていないと。少なくとも家庭訪問をしながら、教材を提供や、少しでも学習機会をふやせるような取り組みは各学校でやっているところがございます。

98 幸野委員 市立小・中学校や適応指導教室の充実、改善というのは、もう本当に至上命題だと私も思っていて、そこがやっぱり問題解決の中心になるのは当然な話だと思っています。しか

し、そこに通えない、通いたくても通えない児童がかなり出てきてしまっているという現実があるわけですね。ですから、そういう中で、トライルームがまた設置されているんだけど、そこにも残念ながら、なかなか全員は来られていない。そうすると、じゃあ、来られてない人たちは一体どうなっているんだという問題意識を、みんな当然持つわけですね。そこに対して、学校に行きなさい、あるいは適応指導教室に来なさいと言うだけでは、やっぱり今、難しいという局面になって、教育機会確保法というのが見つられたというふうに私は認識しているんですね。

そういうことでいくと、この教育機会確保法をつぶさに見ると、いろいろなことがあるんですが、NHKの『持論公論』なんかでも取り上げられていますし、1つは、義務教育というのは、今までは何が何でも学校に行かなきゃならないということが大前提だったものが、そうじゃないこともある。いわゆる行けない子に対して、来い来いと言っても無理だということがあって、実際には違う受け皿を用意するという方向が示されているわけですね。私も実際に、保護者の方とか、子どもなんかにもお会いして伺う経験も、この間、あったんですけども、やっぱり学校から来て来てと言われるんだけど、それだけで、なかなか行ける状況じゃないので、違う地域の施設を利用しているということも伺っています。現実問題としてね。なので、そういうことを、やっぱり教育行政としても、きちんと受けとめる必要があるだろうと。法の趣旨と現実とを、きちんと受けとめた上で、そういう手だてを打っていく必要があるのかなというふうに思うわけですね。

教育機会確保法は、そういう意味でいくと、不登校児童・生徒などに対する教育機会の確保ということ掲げておまして、例えば、不登校のための特例校を設置するとかということがあったりとか、市にある部分、既に市が設置している教育支援センターのこととかというのも書いてあったりするんですけど、それ以外に言えば、不登校特例校などの必要な措置を検討するとか、あるいは学校以外の場における不登校児童・生徒の学習活動、その心身の状況などの継続的な把握に必要な措置を講ずるとか、それ以外にも、学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑みて、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童・生徒などに対する情報提供などの支援に必要な措置と。この情報提供というのも、多分、だから、学校に来るとのことだけが主眼になっちゃうと、そういう地域の状況とか、その不登校児童が学校に来るまでの間のステップの部分ですよ。ステップの部分の情報提供等々も必要なのかなということとか、あと夜間などにおいて、授業を行う学校における就学の機会の提供などと。夜間などって、夜間だけじゃなくて、学校の普通授業が行われている以外の時間ということも含めてなんだろうと思うんですけど、そういうことを地方公共団体や国が必要な措置を講ずるとというのが教育機会確保法で、これは大きな、本当に戦後のというか、義務教育の大転換の1つでもあるかなと私は受けとめていて、それだけ、やっぱり不登校の問題が、国分寺市、あるいは日本社会に与える影響というものの大きさ。その当人、保護者、家族だけじゃなくて、やっぱり社会的に考えなきゃいけないということから、こういう法律ができたのだらうと思います。そこはちょっと、この不登校問題について、かなり、教育機会確保法のことなんかも、推進協議会の議事録なんかでも触れられていますけれども、ちょっと市の取り組みとして、やっぱりパラダイムシフトというか、発想の大きな転機が来ている、転換点が来ているというふうに思うんですけど、その辺についてはいかががお考えでしょうか。

99 松浦学校指導課長 不登校の子どもは、個々によって、本当にさまざまな、ハードルというか、乗り越えられるところというのは違いがあって、今、御紹介いただいたように、さまざまな機会を用意することが必要ということは認識しております。

学校の中に適応指導教室がある地域もあるのですが、学校に近づくのが本当に厳しい子どももいらっしやいますので、今は教育センターの中にあります。まず1つ、そういうのも対応の1つになっております。

それから、本当に家から出られない子どもについては、今、東京都のほうから、話し相手や、一緒に遊んでくれるような人材を派遣するアドバイザースタッフという事業もあって、それを利用している子どもも中にはいます。

それから、適応指導教室というのが、どうしても学習の場になりますので、学習がハードルだという子どもについては、先日にも校長会で御紹介させていただきましたが、子ども家庭支援センターに、「たまりばっ！！」という場所がありまして、そこは特に午前中などは、今は利用者が少ないということも聞いておりまして、そういうところに来ることも1つ方法ですねということで紹介しています。

それから、あと夜間ということですが、なかなか適応指導教室を夜間までは難しいのですが、学校の中でも昼間の授業では来られなくとも、例えば、部活動だけ来たりとか、それから、子どもたちがみんな下校した後に来て、担任の先生と学習をしたりとか、場面をちょっと変えて来られるような取り組みをしながら、いろいろ、少しでも学習機会を与えようと、それから少しでも学校に近づけるように、復帰できるようにと取り組みを、考えたり、実行しているところでございます。

100 幸野委員 そういう多様な取り組みが、やっぱり今、大事かなと思っていて、残念ながら、いきいき計画の中だとか、あるいは今回の評価結果なんかもそうなんだけど、そういうことがやっぱりまだ見えてこない現実があると思うのですよね。きちんと市の教育ビジョンにも、そういう部分はまだ位置づいていないというのがありますから、今回の、この法律の制定、それから今の市の現実というのをかいま見たときには、そこにフォーカスして、市として取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

今みたいな情報などが、本当に教育相談室の段階で、不登校の相談があったときに、いろいろ情報提供や、あるいは一緒になって、親身に子ども、あるいは御家族とともに解決方法というのを多様な形で検討できるというのが、私はやっぱり大事かなと。それぞれ、今、おっしゃったように、人によっても、本当に子どもによって状況が全然違うと思いますので、きちんと情報を把握して受けとめて、その子に合った形でのステップというのがやっぱり大事なのかなと私なんかも思います。そういう声も伺っていますから、何が何でも、例えば不登校ゼロというのを学校で掲げて、何が何でも学校に来てもらうような形を、多分、これまではそういう形が基本だったんだろうと思うんですよね。わからなくもないんですよ、そのこと自体はね。学校に来ていただくというのが、一番いい、最善の方法ではあるんだけど、そこを取り組みしながら、きちんと見きわめながら児童児童に対して対応していただきたいと思っています。

もっと言うと、児童館が今、これちょっと議事録なんかにも出ていますけど、児童館でそういう子を受け入れる取り組みも始めていると。そこを推奨するわけじゃなくて、本当に学校に行けなくて、家にいて、もうどこにも行く場所がないという子が、例えば、児童館を利用して、恐らく放課後に同

じ学校の児童が来るとかってなっちゃうと、そこはなかなか、まだ難しいとかというのもあって、午前中だけとか、いろいろ、多分、工夫なんかあるんだと思うのですけれども、そういう児童館での取り組みがあるとか、あるいは学習面でいえば、寺子屋というか、無料学習塾とかも今やっていますけど、市のほうでもやっていますけど、そういうところに、所得に関係なく、そういう不登校の児童を受け入れられるような体制をつくるとかね。そういうことも含めて、ぜひ多面的に多様な市のそういう今ある施設だとか、あるいは事業だとか、そういうことも含めてね。新しくつくるといってもそうなんですけど、学校に来てもらうということを最終的な目標に持ちながら、そこまでのステップとしての多様な機会を、ぜひ考えていただきたいと、それで、きちんと市としても、そのことに対してのプログラムだとか計画等を持っていただきたいなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

101 松浦学校指導課長 これまでも児童館にお世話になって、昼間、学校には来られないけれども、児童館には来られるという子どもがいて、児童館とその学校とが本当に情報を密にしながら、見守っていただいたというケースも、これまでもありました。

不登校については、やはりだんだん理解も進んできているところもあって、学校に来られてないからだめじゃないかという考え方から、だんだん、いろんなところで、ここで、じゃあ、受け入れられるんだっつらということ、理解が進んだことで、協力も得られるようになってきていると感じております。

先ほど私も紹介させていただいたさまざまな取り組みですけれども、やはり情報発信は大事だということは認識しております。校長会でお伝えすることや、それから、今年度から、やはりちょっと中学校も微増になってきているところもあったので、適応指導教室の指導員が、これまでは来た子どもたちの対応をしていたのですけれども、電話相談も始めました。電話相談の中で、相談もたくさん来ますが、こういう方法もありますねと、この適応指導教室に来る前の段階で、こういう場面もありますよというところの紹介などもしております。私たちもなるべく多くの情報を集めて、必要な機会を提供しながら、子どもたちを支えていきたいと思っております。

102 幸野委員 わかりました。そこは、この法律に基づく提起は、私、初めてしますので、ぜひ受けとめてもらって、考えていただきたいというふう思います。

それで具体的な話に少し入っちゃうのですが、教育センター、あるいはトライルームというのは、保護者の送迎が決まりとしてあるわけじゃないのですか。

103 松浦学校指導課長 小学生については送迎をお願いしています。中学生はありません。これは通級を受けるときと同じような考え方で、学区域を離れる場合には、小学生には安全確保のために送迎をお願いするやり方をとっております。

104 幸野委員 わかりました。じゃあ、それちょっと、理解いたしました。

もう一つ、これはトライルームだけに限らないのかもしれないのですけれども、例えば双子のケースで、2人とも不登校だというときに、2人に一遍に指導教室に来ちゃいけないルールというのはあるのですか。

105 松浦学校指導課長 いや、そのようなルールはありません。

106 幸野委員 学校教育そのものでも、例えば、クラスを分けなきゃいけないとか、一緒にしなきゃいけないとか、そういうルールというのもないですか。

107 松浦学校指導課長 そのようなルールはございません。ただ、どういうふうな場面で教育を受けるほうがいいかということで、いろいろ配慮することはありますけれども、特にそれをこうしなければならぬという決まりはありません。

108 幸野委員 わかりました。私のところに伺った御意見として、トライルームに対して2人が一緒に来ちゃ困るというお話をされたというふうに伺って、どういうことなのかなと思っていたのですが、私の考え方だけ、ちょっと述べますと、双子といっても、簡単に双子で画一的にくくれる話じゃなくて、いろんな双子がいるわけだと思うのですよ。やっぱりそれぞれ同じクラスになったほうがいいとか、あるいは別のクラスで分けたほうがいいとかというのは、当人たちも思うだろうし、保護者としても、いろいろ考え方はあるだろうと思うのですよ。やっぱり、そこについては画一的な対応をするんじゃないで、きちんとその子に合ったプログラム、あるいは保護者ときちんと意思の疎通をしながら進めていただきたい。このことだけを、ちょっと言いたかったんですけど、それはぜひお願いしてもいいですか。

109 松浦学校指導課長 やはり一応教育機関ですので、例えば、入室から退室までの、いろんな決まりみたいなものは、一定守っていかねばならないと思っておりますが、個々の子どもによって状況が違いますので、体験期間の長さだとか、いろんなところで臨機応変に、状況に応じて対応しているところです。当然、今のケースの子どもについても、じゃあ、本当に一緒に来たほうがいいということであれば、そうなります。ただ、中で2クラス、3クラスに分けるということが適応指導教室はできませんので、どういう指導がいいのかということ、やっぱり、そのために面談とか体験をやっておりますので、そういう中で方向性を決めて、指導に当たるべきじゃないかと考えておりますし、そのように対応していきたいと思っております。